

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十九年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一六
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一七

規 則

山梨県規則第十八号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

県職員の職の設置に関する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「安全対策監、保存整備監」を「山岳安全対策監」に改め、「防災情報通信監」を削り、「高度医療企画監、看護指導監」を「看護指導監、監査指導監」に、「廃棄物対策企画監」を「森林企画監」に、「立地推進監」を「企業立地推進監、企業支援推進監」に改め、「技術員」を削り、同表出先機関に置かれる職の欄中「副所長」の下に「センター長」を、「副滞納整理部長」の下に「副センター長」を加え、「参事」及び「技術員」を削る。

第二条第一項中「技術員」を削り、「以下」を「次項において」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県県税条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 自動車取得税(第三十六条―第四十三条)」を「第五節 削除」に、「第五十二条」を「第五十二条の四」に改める。

第五条の八第四項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第五条の十(見出しを含む)中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第十八条中「法人の事業税及び地方法人特別税」を「及び法人の事業税」に改める。

第十九条第三項中「滞納」を「種別割の滞納」に、「自動車税完納印」を「自動車税(種別割)完納印」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十一条の七の見出し中「及び地方法人特別税」を削り、同条中「法人事業税・地方法人特別税徴収猶予申請書」を「法人事業税徴収猶予申請書」に改める。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第三十六条から第四十三条まで 削除

第二章第六節中第五十三条の前に次の九条を加える。

(環境性能割の修正申告書)

第五十二条の四 条例第一百四十一条第二項に規定する規則で定める様式は、自動車税(環境性能割)修正申告書(第九十三号様式の十)とする。

(収納印)

第五十二条の五 条例第一百四十二条の十二第一項に規定する規則で定める印影は、第九十三号様式の十一とする。

(環境性能割の納税済印)

第五十二条の六 条例第一百四十二条の十二第二項に規定する規則で定める様式は、第九十三号様式の十二とする。

第五十二条の七 条例第一百四十二条の十五第五項に規定する規則で定める様式は、自動譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の徴収猶予の申告書等)

車税（環境性能制）徴収猶予申告書（第九十三号様式の十三）とする。

2 条例第十四条の十五第六項に規定する規則で定める様式は、自動車税（環境性能制）還付申請書（第九十三号様式の十四）とする。

（自動車の返還があつた場合の環境性能制の還付等の申請書）

第五十二条の八 条例第十四条の十六第三項に規定する規則で定める様式は、自動車税（環境性能制）還付（納付義務免除）申請書（第九十三号様式の十五）とする。

（条例第十四条の十七第一項第三号の規則で定める身体障害者等）

第五十二条の九 条例第十四条の十七第一項第三号イの規則で定める身体障害を有し歩行が困難な者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 条例第十四条の十七第一項第三号イ(1)又は条例第十五条の二第一項第一号イに掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 条例第十四条の十七第五項に規定する身体障害者手帳（以下この条において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法

施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別（以下この条及び別表第一から別表第四までにおいて「障害の級別」という。）に該当する障害を有するもの

ロ 条例第十四条の十七第五項に規定する戦傷病者手帳（以下この条において「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表第一の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律

第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度（別表第一において「重度障害の程度又は障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

二 条例第十四条の十七第一項第三号イ(2)若しくは(3)若しくは同号ロ又は条例第十五条の二第一項第一号ロ若しくはハ若しくは同項第二号に掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表ノ二に定める重度障害の程度（次項及び別表第二から別表第四までにおいて「重度障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

二 条例第十四条の十七第一項第三号イ(1)又は条例第十五条の二第一項第一号イに掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表ノ二に定める重度障害の程度（次項及び別表第二から別表第四までにおいて「重度障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

二 条例第十四条の十七第一項第三号イ(2)若しくは(3)若しくは同号ロ又は条例第十五条の二第一項第一号ロ若しくはハ若しくは同項第二号に掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

2 条例第十四条の十七第一項第三号イの規則で定める身体障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 条例第十四条の十七第一項第三号イ(1)又は条例第十五条の二第一項第一号イに掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第三の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

二 条例第十四条の十七第一項第三号イ(2)若しくは(3)若しくは同号ロ又は条例第十五条の二第一項第一号ロ若しくはハ若しくは同項第二号に掲げる自動車 次のいずれかに該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第四の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

ロ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第四の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

3 条例第十四条の十七第一項第三号イの規則で定める重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 条例第十四条の十七第五項に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、山梨県療育手帳交付規則（平成十五年山梨県規則第二十九号）第五条第二項に定める重度知的障害者

二 条例第十四条の十七第五項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律

第二百二十三号）第五十四条第三項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けているもの

三 条例第十四条の十七第五項に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、山梨県療育手帳交付規則（平成十五年山梨県規則第二十九号）第五条第二項に定める重度知的障害者

二 条例第十四条の十七第五項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律

第二百二十三号）第五十四条第三項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けているもの

三 条例第十四条の十七第五項に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、山梨県療育手帳交付規則（平成十五年山梨県規則第二十九号）第五条第二項に定める重度知的障害者

二 条例第十四条の十七第五項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律

第二百二十三号）第五十四条第三項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けているもの

(環境性能割の減免の申請書)

第五十二条の十 条例第百十四条の十七第四項に規定する規則で定める様式は、自動車税(環境性能割)減免申請書(第九十三号様式の十六)とする。

(環境性能割の減免申請の期限)

第五十二条の十一 条例第百十四条の十七第四項に規定する申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 条例第百十四条の十七第一項第一号及び第二号 条例第百十四条の十第一項の規定により申告書を提出する日

二 条例第百十四条の十七第一項第三号から第六号まで 条例第百十四条の十第一項の規定により申告書を提出した日から三十日を経過する日

(環境性能割に係る更正等の通知)

第五十二条の十二 法第百六十八条第四項、第百七十一条第六項又は第百七十二条第五項の規定による通知は、自動車税(環境性能割)更正・決定・加算金決定通知書(第九十三号様式の十七)により行うものとする。

第五十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税(種別割)課税免除承認申請書」に改める。

第五十三条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十三条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「によつて」を「により」に改める。

第五十三条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「身体障害者等自動車税減免申請書」を「身体障害者等自動車税(種別割)減免申請書」に改め、同条第二項中「身体障害者等の利用に供する自動車税減免申請書」を「身体障害者等の利用に供する自動車(種別割)減免申請書」に改め、同条第三項中「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税減免申請書」を「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税(種別割)減免申請書」に改める。

第五十二条の五の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車販売業者自動車税減額申請書」を「自動車販売業者自動車税(種別割)減額申請書」に改め、同条第二項中「自動車販売業者自動車税還付申請書」を「自動車販売業者自動車税(種別割)還付申請書」に改める。

第五十三条の七(見出しを含む)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第五十三条の八の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「災害による自動車税減額申請書」を「災害による自動車税(種別割)減額申請書」に改める。

第五十三条の八第二項中「百分の〇・五四」を「百分の〇・五五」に改める。別表第一から別表第四までの規定中「第四十条の二関係」を「第五十二条の九関係」に改める。

第三号様式(その五)中「自動車税納税通知書兼領収書」を「自動車税(種別割)納税通知書兼領収書」に改める。

第四号様式(その四)中「自動車税税額変更通知書兼領収書」を「自動車税(種別割)税額変更通知書兼領収書」に、「自動車税」を「自動車税(種別割)」に、「によつて」を「により」に改める。

第七号様式中「自動車税」を「自動車税(種別割)」に改める。

第十二号様式から第十四号様式までの規定中「、法人事業税及び地方法人特別税」

を「及び法人事業税」に、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車税」に、

法人事業税

人事 税・ 方法 特別	所得割額	円	法人事業 税	所得割額	円
	付加価値割額	円		付加価値割額	
	資本割額	円		資本割額	円
	収入割額	円		収入割額	

地方法人特別税額	円
申告加算金	() 円
重加算金	円

申告加算金	
重加算金	

円
円
円
円
() 円
円

法人事業税・ 地方法人特別 税	延滞金
-----------------------	-----

法人事業税	延滞金
-------	-----

収入割額	円
地方法人特別税額	円

資本割	
収入割	

額	円
値割額	円
額	円
額	円

第二十四号様式(の六一)中「法人事業税及び地方法人特別税」や「及び法人事業税」の「、自動車取得税及び」や「及び」の「回覧表(の六一)中「自動車税納税証明書」の「自動車税(種別割)納税証明書」の「自動車税の」の「自動車税(種別割)の」の「回覧表(の六一)及び回覧表(の六一)中「自動車税納税証明書」の「自動車税(種別割)納税証明書」の「自動車税は」や「自動車税(種別割)は」の「」。

第三十五号様式(の六一)中「自動車税納税証明書交付請求書」や「自動車税(種別割)納税証明書交付請求書」の「」。

第三十六号様式を次のように定める。

第二十三号様式(の六一)中「法人事業税 子納申出書」や「法人事業税 地方法人特別税」

「自動車税 鈹区税 軽油引取税 地方法人特別税」

「軽油引取税 自動車税(種別割) 鈹区税」

「法人県民税 子納申出書」

「法人県民税 子納申出書」

法人事業税・ 地方法人特別 税	所得割額	円	法人事業税	所得割	円
	付加価値割額	円		付加価値	円
資本割額	円		資本割額	円	

納申出書」の「」

法人事業税	所得割	円
地方法人特別税	付加価値	円
資本割額	資本割額	円

第36号様式（第19条関係）



備考 大きさは、直径3センチメートルとする。

第三十八号様式(の六一) 欄を次のように改める。
備考 ※印箇所には、法人県民税及び法人事業税にあつては「事業年度」とし、県民税利子割、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税にあつては「課税対象年月」とし、個人事業税にあつては「所得年」とし、不動産取得税、固定資産税及び狩猟税にあつては「通知書番号」とし、釧区税にあつては「釧区番号」とする。

第三十八号様式(の六一) 中「自動車税」と「自動車税(種別割)」に於て 欄

法人事業税・ 地方 人特別 税	所得割額	円
	付加価値割額	円
	資本割額	円
	収入割額	円
	地方法人特別税額	円
	申告加算金	円
重加算金	円	

事	所得割額	円
	付加価値割額	円
	資本割額	円
	収入割額	円
	申告加算金	円
	重加算金	円

法人事業税・ 地方 人特別 税	延滞金
--------------------------	-----

人事 税	延滞金
---------	-----

第三十九号様式中「自動車取得税」と「軽油引取税」と「自動車税(環境性能割)」に「自動車税」と「自動車税(種別割)」に

県税計	地方法人
-----	------

特別税	件数								
	金額								
特別税	件数								
	金額								

県税計	件	金
-----	---	---

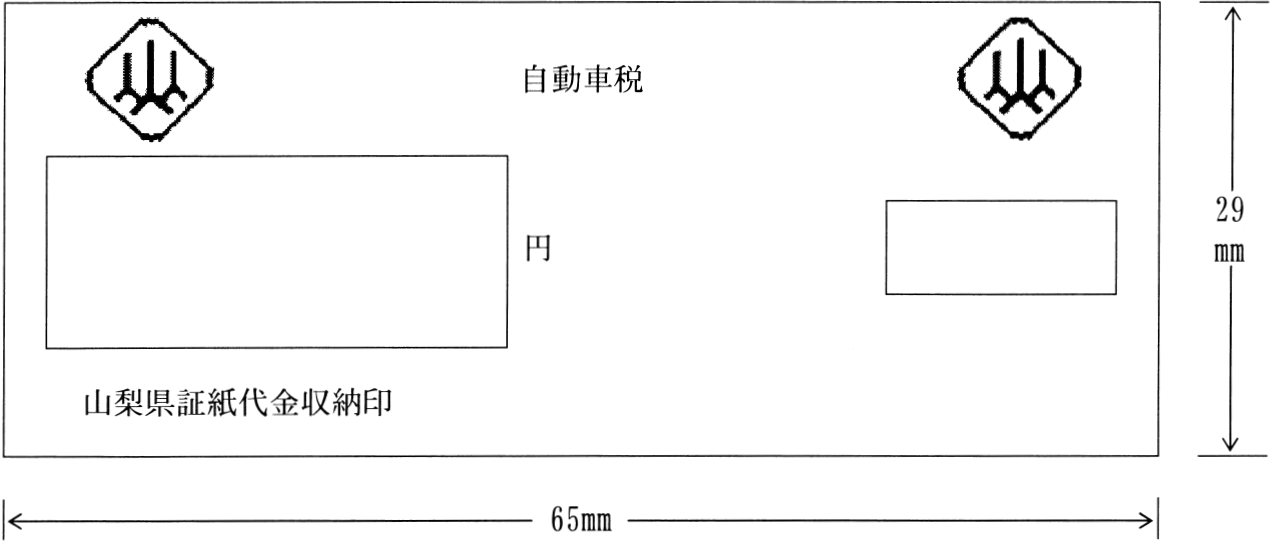
数							
額							

第四十九号様式(の一一)中「法人事業税・地方法人特別税徴収猶予申請書」と「法人事業税徴収猶予申請書」に「納付すべき事業税額及び地方法人特別税額」と「納付すべき事業税額」に改める。
第八十一号様式から第八十八号様式までを次のように改める。

第 8 1 号様式から第 8 8 号様式まで 削除
第九十三号様式の九の次に次の八様式を加える。

自動車税（環境性能割）修正申告書			
山梨県総合県税事務所長 殿		年 月 日	印
		申告義務者 氏名（名称） 住所（所在地） 譲渡者 氏名（名称） 住所（所在地）	
登録（車両）番号		取得年月日	
		初度登録年月	
取得の原因	(売買) (贈与) (相続) (合併) (分割) (譲渡担保) (その他)		
種類		車体の形状	
用途	(自) (営) (公)	車名	
形式		総排気量	
車台番号		最大積載量	
定置場			
最大乗車定員	人	旧登録番号	
取得価格	円		
この申告前の申告、更正又は決定に係る	課税標準額	円	税率
	既に納付の確定した額	円	
この申告に係る	課税標準額	円	税率
	税額	円	
この申告に係る税額から既に納付の確定した税額を控除した額		円	

第93号様式の11 (第52条の5関係)



第93号様式の12 (第52条の6関係)



備考 大きさは、直径3センチメートルとする。

自動車税（環境性能割）徴収猶予申告書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号（法人番号）

印

山梨県県税条例第114条の15第5項の規定により、次のとおり同条第1項の適用がある旨を申告します。

登録（車両）番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類及び用途	（乗用車）（バス）（トレーラー）（軽自動車） （トラック）（三輪車）（特種用途車） （自）（営）（公）
譲渡担保財産の設定年月日	年 月 日
譲渡担保財産を設定者に移転する予定年月日	年 月 日
理由	

第93号様式の14 (第52条の7関係)

自動車税 (環境性能割) 還付申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所 (所在地)

氏名 (名称)

印

個人番号 (法人番号)

山梨県県税条例第114条の15第6項の規定により、次のとおり自動車税 (環境性能割) の還付を申請します。

登録 (車両) 番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類及び用途	(乗用車) (バス) (トレーラー) (軽自動車) (トラック) (三輪車) (特種用途車) (自) (営) (公)
譲渡担保財産の設定 年月日	年 月 日
譲渡担保財産を設定 者に移転した年月日	年 月 日
年度及び税額	年度 円
納付年月日	年 月 日
還付を受けようとする 金額	円

自動車税 (環境性能割) 還付 (納付義務免除) 申請書	
年 月 日	
山梨県総合県税事務所長 殿	
住所 (所在地) 氏名 (名称) 印	
山梨県県税条例第 1 1 4 条の 1 6 第 3 項の規定により、次のとおり自動車税 (環境性能割) の還付 (納付義務免除) を申請します。	
登録 (車両) 番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類及び用途	(乗用車) (バス) (トレーラー) (軽自動車) (トラック) (三輪車) (特種用途車) (自) (営) (公)
自動車 販売業 者	住所 (所在地)
	氏名 (名称)
返還の理由	
返還した年月日	年 月 日
年度及び税額	年度 円
納付年月日	年 月 日
還付 (免除) を受けよう とする金額	円

第93号様式の16 (第52条の10関係)

(その1)

自動車税 (環境性能割) 減免申請書	
年 月 日	
山梨県総合県税事務所長 殿	
住所 (所在地) 氏名 (名称) 印	
<p>山梨県県税条例第114条の17第4項の規定により、次のとおり自動車税 (環境性能割) の減免を申請します。</p>	
登録 (車両) 番号	
取得年月日	年 月 日
車名 型式 年式	
種類及び用途	(乗用車) (バス) (トレーラー) (軽自動車) (トラック) (三輪車) (特種用途車) (自) (営) (公)
年度及び税額	年度 円
減免を受けようとする理由	

(その2)

自動車税（環境性能割）減免申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

申請者
住所
氏名

印

山梨県県税条例第114条の17第4項の規定により、次のとおり自動車税（環境性能割）の減免を申請します。

減免を受けようとする者及びその自動車税（環境性能割）等	取得者	住所			
		氏名			
	身体障害者等との関係				
	自動車税（環境性能割）	年度	取得年月日	税額	円
身体障害者手帳等の記載内容等	住所				
	氏名		年齢		
	番号及び交付年月日	第	号	年	月
	障害名				
	障害等級				
自動車を運転する者及びその運転免許証の記載内容等	住所				
	氏名				
	身体障害者等との関係				
	運転免許証の記載内容	種類			
		番号			
		交付年月日		年	月
有効期限			年	月	
条件					
自動車の登録番号等	登録（車両）番号				
	主たる定置場				
	種類				
	用途				
	使用目的				

自動車税 (環境性能割) 更正・決定・加算金決定通知書

殿

第 年 月 日 号

山梨県総合県税事務所長 印

次のとおり、更正 (決定) 及び加算金決定をしたので通知します。この通知による不足税額及び加算金額は、指定した納期限までに納付してください。

登録番号	指定納期限	年	月	日	
区分	更正・決定による額	既に納付の確定した額	差引過不足額		
課税標準額 ①	円	円	円	円	
税額 $(① \times \frac{\text{②}}{100})$	円	円	円	円	
区分	基礎となる税額	割合	加算金額	既に納付の確定した額	差引過不足額
過少申告加算金 ③	円	%	円	円	円
不申告加算金 ④	円	%	円	円	円
重加算金 ⑤	円	%	円	円	円
更正・決定・加算金決定の根拠	地方税法第 1 6 8 条、第 1 7 1 条、第 1 7 2 条				

(裏面)

第 4 7 号様式裏面に同じ。

第九十四号様式中「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税（種別割）課税免除承認申請書」に改める。

第九十五号様式中「身体障害者等自動車税減免申請書」を「身体障害者等自動車税

（種別割）減免申請書」及び「自動車税（種別割）」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十六号様式中「身体障害者等の利用に供する自動車の自動車税減免申請書」を「身体障害者等の利用に供する自動車の自動車税（種別割）減免申請書」及び「自動車税の」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十七号様式中「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税減免申請書」を「生活路線を運行する一般乗合用のバスの自動車税（種別割）減免申請書」及び「自動車税の」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十八号様式中「自動車販売業者自動車税減額申請書」を「自動車販売業者自動車税（種別割）減額申請書」及び「自動車税の」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十九号様式中「自動車販売業者自動車税減額申請書」を「自動車販売業者自動車税（種別割）減額申請書」及び「自動車税の」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十九号様式の二中「災害による自動車税減額申請書」を「災害による自動車税

（種別割）減額申請書」及び「自動車税の」を「自動車税（種別割）」の「自動車税

（種別割）」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十九号様式中「自動車販売業者自動車税減額申請書」を「自動車販売業者自動車税（種別割）減額申請書」及び「自動車税の」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十九号様式の二中「災害による自動車税減額申請書」を「災害による自動車税

（種別割）減額申請書」及び「自動車税の」を「自動車税（種別割）」の「自動車税

（種別割）」を「自動車税（種別割）」に改める。

第九十九号様式中「自動車税・自動車取得税」を「自動車税」に改める。

第九十九号様式中「0.54」を「0.55」に改める。

第一百十二号様式及び第一百十五号様式中「自動車取得税」を「環境性能割・種別割」に改める。

（山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項第三号中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加える。

附則
（施行期日）
1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）
2 この規則の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて付加され又は申告される地方法人特別税の第一条の規定による改正前の山梨県条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十八条、第二十一条の七、第十二号様式から第十四号様式まで、第十六号様式、第三十一号様式、第三十四号様式、第三十八号様式、第三十九号様式及び第四十九号様式の二の規定中地方法人特別税に関する部分の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の旧規則第四十二条及び第八十八号様式の規定の適用については、なお従前の例による。

4 第一条の規定による改正後の山梨県条例施行規則（第五項において「新規則」という。）第五十二条の十二及び第九十三号様式の十七の規定は、この規則の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

5 旧規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

6 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第二十号
山梨県児童福祉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日
山梨県知事 後 藤 斎

山梨県児童福祉法施行規則の一部を改正する規則

山梨県児童福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「養育里親名簿」を「里親名簿」に改め、同条中「養育里親名簿登録申請書」を「里親名簿登録申請書」に改める。

第八条の二の見出し中「養育里親」を「里親」に改め、同条第一項中「養育里親状況等届」を「里親状況等届」に改め、同条第二項中「養育里親名簿登録変更届」を「里親

名簿登録変更届」に改める。

第八条の三の見出し中「養育里親名簿」を「里親名簿」に改め、同条中「養育里親登録消除申出書」を「里親登録消除申出書」に改める。

第八条の四の見出し中「養育里親名簿」を「里親名簿」に改め、同条中「第三十六条の四十六第一項」を「第三十六条の四十六」に、「養育里親名簿登録更新申請書」を「里親名簿登録更新申請書」に改める。

第五号様式中「養育里親名簿登録申請書」を「里親名簿登録申請書」に、「養育専門」を「養育 専門 養子縁組」に、「一年」を「1年」に、「養育里親に」を「里親に」に、「要保護児童の」を「委託児童の」に、「もの」を「者」に、「適当と認めたる者」を「適当と認めたるもの」に改める。

第五号様式の二中「養育里親との」を「里親との」に、「養育里親状況等届」を「里親状況等届」に、「なった」を「なつた」に、「養育里親の」を「里親の」に改める。

第五号様式の三中「個人番号」を「里親の種類」に、「養育里親名簿登録変更届」を「里親名簿登録変更届」に改める。

第五号様式の四中「養育里親登録消除申出書」を「里親登録消除申出書」に改める。

第五号様式の五中「養育里親名簿登録更新申請書」を「里親名簿登録更新申請書」に、「第36条の46第1項」を「第36条の46」に改める。

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第二十一号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中五の項を削り、六の項を五の項とする。

第二十二条第一項の表中三の項を五の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 公有財産購入費	イ 公共事業に係るもの	五百万円
	ロ イに掲げるもの以外のもの	十万円
四 補償、補填及び賠償金	イ 公共事業に係るもの（補償金に限る。）	五百万円
	ロ イに掲げるもの以外のもの	十万円

第二十二条第四項に次の一号を加える。

十三 公課費

第二十二條第五項中「合議は」を「合議を」に改める。

第三十條第三項の表二の項中「工業技術センター次長」を「産業技術センター管理・連携推進センター長、産業技術センター富士技術支援センター長」に改め、「家畜保健衛生所次長」の下に、「畜産酪農技術センター次長」を加え、「畜産試験場次長、酪農試験場次長」を削る。

第七十二條第三項中「第百六十一條第一項第八号」の下に、「第九号」を加える。

別表第一中「東京事務所」の下に、「大阪事務所」を加え、「工業技術センター」を「産業技術センター」に改め、「大阪事務所」を削り、「家畜保健衛生所」の下に、「畜産酪農技術センター」を加え、「畜産試験場、酪農試験場」を削る。

別表第三27の項を次のように改める。

27 公課費	支出決定のとき。	支出しよ うとする 額	第二十二條第四項の規定により、支出負担行為の伺いを要しない。
--------	----------	-------------------	--------------------------------

別表第三28の項中

同

同

を

支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。

支出負担行為の伺いの額

に改める。

第二十号様式中内訳簿その三を削り、内訳簿その四を内訳簿その三とし、内訳簿その五を内訳簿その四とし、内訳簿その六を内訳簿その五とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第七十二条第三項の規定は、平成二十九年以降の会計年度に係る前渡資金の精算について適用し、平成二十八年以前に前の会計年度に係る前渡資金の精算については、なお従前の例による。